

「公用車EVカーシェアリングモデル事業業務委託」

企画提案に係る質問と回答

R7.12.3更新

番号	質問	該当箇所	回答	回答日
1	仕様書「3 (1) 車両の調達」に関して、「車両は普通自動車1台、軽自動車1台」とあるが、EVには軽自動車の設定がないため普通自動車のEVを2台用意した場合は、対象外になるか。	「仕様書」 「3 (1) 車両の調達」 ①電気自動車2台を調達すること。 (中略) ②調達する車両は、普通自動車1台、軽自動車1台とすること。	乗車人数や航続距離等、車両タイプの違いによる電気自動車の利用状況等について、「3 (4) 実施結果・効果分析」において分析いただくことを想定し「車両は普通自動車1台、軽自動車1台」としています。ここでいう「軽自動車」とは、長さ3.40m以下、幅1.48m以下、高さ2.00m以下の四輪の電気自動車とします。 普通自動車の電気自動車2台を調達する企画提案は、仕様を満たさないものとして扱います。	R7.11.27
2	仕様書「3 (2) カーシェア事業の運用」に関して、「予約はWebで行えること」とあるが、スマートフォンの専用アプリから予約を行う場合は対象外になるか。	「仕様書」 「3 (2) カーシェア事業の運用」 ①県民・観光客等の利用にあたっては、車両の施錠/解錠や、予約管理、車両管理、利用者情報管理等にかかるシステムを構築(導入)すること。県民や観光客等の予約はWebから行えることとするが、公用での利用についてはシステムでの予約等は必須とせず、職員が車両を利用する際に必要となる鍵やカード等を貸与すること。(以下、略)	Webサイトに限らずスマートフォンの専用アプリから予約を行えることでも差し支えありません。なお、情報セキュリティ等に関しては業務委託契約書(案)の「データ保護及び管理に関する特記仕様書」が適用されます。	R7.11.27
3	募集要項の資格要件に「千葉県物品等入札参加資格(委託)を有する者、又はこの募集要項で定める企画提案書の提出期限日までに有する見込みの者であること」とあり、資格取得の準備をしているが、もし企画提案書の提出期限日までに入札参加資格の取得が間に合わなかった場合、プロポーザルには参加できないか。	「募集要項」 「5 (1) 応募者資格要件」 本プロポーザルに応募できる者は、単独企業又は共同企業体とし、次のアからカの要件をすべて満たす者とする。なお、共同企業体においては、全ての構成団体がアからオの要件を満たし、構成団体のいずれかがカの要件を満たすことを必要とする。 イ 千葉県物品等入札参加資格(委託)を有する者、又はこの募集要項で定める企画提案書の提出期限日までに有する見込みの者であること。	企画提案書の提出期限日までに入札参加資格の取得が間に合わない場合は、応募者資格要件を満たさないため、プロポーザルには参加できません。 なお、公募型プロポーザルに参加する際の入札参加資格随時申請については下記ページをご参照ください。 物品・委託入札参加資格審査申請(随時申請)について https://www.pref.chiba.lg.jp/kanzai/nyuumeki/buppin-itaku/sankashikaku/shinsei.html	R7.12.3
4	募集要項の資格要件に、「千葉県物品等入札参加資格(委託)を有する者、又はこの募集要項で定める企画提案書の提出期限日までに有する見込みの者であること」とあるが、令和8・9年度ではなく令和6・7年度の入札参加資格でよいか。	同上	令和6・7年度の入札参加資格が応募者資格要件の対象となります	R7.12.3
5	弊社が加盟するカーシェアサービスの事業を運営するフランチャイズ本部は自家用自動車有償貸渡業許可を取得済みであり、弊社も年明けには別途同許可を取得する予定としていることから、今回の業務遂行には何ら支障がないと考えているが、応募者資格要件を満たすものとなるか。	「募集要項」 「5 (1) 応募者資格要件」 本プロポーザルに応募できる者は、単独企業又は共同企業体とし、次のアからカの要件をすべて満たす者とする。なお、共同企業体においては、全ての構成団体がアからオの要件を満たし、構成団体のいずれかがカの要件を満たすことを必要とする。 カ 自家用自動車有償貸渡業の許可を受けていること。	応募者資格要件はプロポーザルへの応募に際して必要となる要件であるため、自家用自動車有償貸渡業の許可を受けるのが年明け以降となる場合は、応募者資格要件のカを満たさないものとなります。	R7.12.3
6	弊社はフランチャイズ参画しているカーシェアサービスを適用することを前提としており、フランチャイズ元(フランチャイザー)やリース会社等は当社の再委託や調達先とし、共同企業体ではなく単独企業として応募することで問題ないか。	「募集要項」 「5 (1) 応募者資格要件」 本プロポーザルに応募できる者は、単独企業又は共同企業体とし、次のアからカの要件をすべて満たす者とする。 (以下、略)	単独企業としての応募で差し支えありません。なお、契約書案第6条に示すとおり再委託は原則禁止事項であり、再委託を行う合理的な理由、再委託先の履行能力等について県が審査の上承認した場合にのみ可能となることに留意してください。	R7.12.3
7	プロポーザル参加の申し出を行ったものの、企画提案書の提出期限までに参加を取りやめた場合、ペナルティなどはあるか。	「募集要項」 「6 プロポーザル参加申し出に関する事項」 本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり参加申出書を提出すること。 (以下、略)	参加申出書の提出後に参加を取りやめた場合に、入札参加資格停止等のペナルティはありません。	R7.12.3

「公用車EVカーシェアリングモデル事業業務委託」

企画提案に係る質問と回答

R7.12.3更新

番号	質問	該当箇所	回答	回答日
8	募集要項「9（1）企画提案書一式」に関して、「業務の一部について、あらかじめ再委託することを予定している場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載する」とあるが、どこまでが対象か。 例えば、車両の定期点検、車両回送時の外部スタッフ派遣、事故処理時の外部スタッフ派遣、車両清掃員の外部派遣、システムの外部保守、看板等告知物の外部制作も、再委託という定義になるか。	「募集要項」「9（1）企画提案書一式」 エ 業務の実施体制（任意様式） ・本業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者を記載する。 ・従事者の氏名、所属、役職、本業務における役割、経験年数、過去の主な実績等を記載する。 ・業務の一部について、あらかじめ再委託することを予定している場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載する。	契約書案第6条に示すとおり再委託は原則禁止事項であり、再委託を行う合理的な理由、再委託先の履行能力等について県が審査の上承認した場合にのみ可能となることに留意してください。 なお、本業務の主たる内容を他者への委託により実施する場合は再委託となります。実情に応じて判断することになりますが、車両の点検や清掃、システム保守等の業務を他者への委託により実施する場合は、原則として再委託となります。 また、物品等の調達（車両のリース、看板の作成やチラシの印刷）や調達に付帯する行為（納車、車両の調達契約に付帯して提供される定期整備・修理、納品）、自動車保険契約に基づく事故後の対応等は、再委託とは想定していません。	R7.12.3
9	弊社は、フランチャイズ参画しているカーシェアサービスを適用することを想定しているが、フランチャイズ本部、車両調達するリース会社、ディーラーは、それぞれ再委託先の扱いになるか。	同上	車両調達するリース会社、ディーラーは、調達のみの関係であれば、本業務の再委託先にはなりません。フランチャイズ本部は、受託者が本業務の一部（システムの構築（導入）やサポート業務等）を委託する場合は再委託先になります。	R7.12.3
10	審査項目・審査基準にある業務遂行能力（特に実施体制や実績面）を具体的に説明するにあたり、企画提案概要書に車両メーカーや連携先の名称、実績案件名称を記載してよいのか。	「募集要項」「9（2）提案にあたっての留意事項」 ・企画提案概要書の書類には、会社名、ロゴマーク等、提案者の名称を識別又は推定できる文言等を記載しないこと。	車両メーカーや連携先、実績案件名称は記載して差し支えありません。ただし、提案者の名称が推定できる文言等は記載せず、その場合は特徴や規模などにより説明するようにしてください。 なお、業務の一部について、あらかじめ再委託することを予定している場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を実施体制に記載することとしています。	R7.12.3
11	新車指定や、中古車ならば年式・走行距離等の指定などはあるか。	「仕様書」「3（1）車両の調達」 平日は公用車として利用し、土日・祝日等（閉庁日）は県民や観光客が利用することが可能な車両を調達すること。その際、下記事項を満たすこと。 (以下、略)	「3（1）車両の調達」に記載のある仕様を満たせば、新品・中古を問いません。調達する車両の調達方法や仕様については、企画提案書に具体的に記載してください。なお、調達する車両に関しては、審査対象項目となっています。	R7.12.3
12	事業期間内に、事業者側で車両交換（同クラスのEV前提）をしてもよいか。	「仕様書」「3（1）車両の調達」 平日は公用車として利用し、土日・祝日等（閉庁日）は県民や観光客が利用することが可能な車両を調達すること。その際、下記事項を満たすこと。 ①電気自動車2台を調達すること（ここでいう車両は、環境に配慮し事故を軽減させるための先進的な安全装置が装備され、十分な航続距離をもち、非常時には非常用電力として外部電力供給可能な電気自動車であること。また、前面にドライブレコーダー（200万画素以上、フルHD録画、LED信号機対応）を設置すること。）。 ②調達する車両は、普通自動車1台、軽自動車1台とすること。	「3（1）車両の調達」に記載のある仕様を満たす車両への交換は可能ですが、周知・広報内容との齟齬、利用への影響等が生じないように実施方法に留意してください。調達する車両の仕様や車両交換のタイミング、理由等について、企画提案書に具体的に記載してください。	R7.12.3

「公用車EVカーシェアリングモデル事業業務委託」

企画提案に係る質問と回答

R7.12.3更新

番号	質問	該当箇所	回答	回答日
13	車両が事故などで稼働ができなくなった際に、他車両の準備は必要か。 また、必要な場合にはEV車両以外でも問題ないか。	同上	事故などで車両が稼働できなくなった場合は、仕様を満たす代替車両（電気自動車）を調達していただく必要があります。具体的な対応については、車両調達期間等も勘案しつつ一時的な措置も含めて受託者と県で協議します。 なお、仕様を満たさない期間が続く場合は債務不履行と判断することがあります。	R7.12.3
14	ドライブレコーダーは、ドラレコ保険の端末でも可能か。	「仕様書」 「3（1）車両の調達」 ①電気自動車2台を調達すること（（中略） また、前面にドライブレコーダー（200万画素以上、フルHD録画、LED信号機対応）を設置すること。）。	ドライブレコーダーは「3（1）車両の調達」に記載のある仕様を満たすものであって、千葉県がデータを取得し利用することができるものであれば可能です。	R7.12.3
15	ドライブレコーダーで取得したデータの第三者（千葉県含む）提供は想定されているか。 第三者提供される場合は、その際の利用目的を合わせてご教示いただきたい。	同上	ドライブレコーダーで取得したデータは、職員が公用利用した際の交通事故及びトラブル等に係る情報収集、分析及び原因究明に利用します。	R7.12.3
16	実施場所のソーラーカーポート内の充電器で電気料金が発生した場合（系統電力からの受電が発生した場合）、誰の負担になるか。	「仕様書」 「3（1）車両の調達」 ③車両の設置場所は、「2 実施場所」とおりとする。（中略）なお、EVの充電器（6kWの普通充電器）はカーポート内に設置されているが、外部での電欠防止のため「2 実施場所」以外でも充電できる充電カードを用意すること。	実施場所のソーラーカーポート内の充電器の電気料金は県が負担します。	R7.12.3
17	充電の費用負担について、香取合同庁舎のソーラーカーポートの充電器、外部の充電器に対してそれぞれご教示いただきたい。	同上	香取合同庁舎のソーラーカーポート内での充電費用（電気料金）は県の負担、外部の充電器における充電費用は本業務の受託者の負担となります。	R7.12.3
18	公用での利用については、Web予約できる範囲を職員に限定した場合、システム予約をしていたらしく形でも問題ないか。	「仕様書」 「3（2）カーシェア事業の運用」 ①県民・観光客等の利用にあたっては、車両の施錠／解錠や、予約管理、車両管理、利用者情報管理等にかかるシステムを構築（導入）すること。県民や観光客等の予約はWebから行えることとするが、公用での利用についてはシステムでの予約等は必須とせず、職員が車両を利用する際に必要となる鍵やカード等を貸与すること。	公用での利用については、システムでの予約等は必須とはしないため、「Web予約できる範囲を職員に限定してシステム予約する」形を提案いただくことは可能ですが、システムによらないで利用することも選択できるようにし、また緊急時等に職員が利用できるように車両の鍵やカード等を貸与してください。	R7.12.3
19	手数料等を差し引いた額を県に支払うとあるが、手数料の設定に定めはあるか。 また、手数料とはどのような想定か。（例えば振込手数料、運用コスト等）	「仕様書」 「3（2）カーシェア事業の運用」 ③②で県民・観光客等が利用した分の料金を徴収し、手数料等を差し引いた額を県に支払うこと。支払い方法は、原則として県が委託契約終了後に支払う委託料から差し引いた額を請求する形で行うこと。 「7（4）経費」 県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、レンタル料、駐車場代など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。	手数料等としては、県民や観光客等から利用料金を徴収する際に発生する振込手数料等を想定しています。 本事業の実施に要する費用（事業の運用コスト含む）は県から事業者に対し委託料として支払うため、県に支払う利用料金から運用コストを差し引く（受託者が受け取る）ことは認められません。	R7.12.3
20	弊社は、フランチャイズ参画しているカーシェアサービスを適用することを想定している。会員規約等は、上記カーシェアサービスのものを適用することで問題ないか。	その他	既存のカーシェアサービスの枠組みを適用することは差し支えありませんが、当該サービスにおける「会員規約等」の内容は承知していないため県と協議の上で本事業の目的や仕様に沿うように内容に変更が生じる可能性があります。	R7.12.3

「公用車EVカーシェアリングモデル事業業務委託」

企画提案に係る質問と回答

R7.12.3更新

番号	質問	該当箇所	回答	回答日
21	今年度実施している香取合同庁舎における公用車EVカーシェアリングの利用状況（公用車利用、一般利用それぞれの利用頻度、走行距離、充電等）について、ご教示いただきた い。	その他	11月末までの公用・一般利用の回数・走行距離 は以下のとおりです。 公用：51回、1,441km 一般：9回、179km	R7.12.3
22	今年度実施している香取合同庁舎における公用車EVカーシェアリングの会員を引き継ぐ 必要はあるか。	その他	今年度実施している事業の会員を引き継ぐ必要 はありません。	R7.12.3